資料1　別紙

# 静 岡 市 教 育 大 綱
# 案

令和６年　月

静　　岡　　市

## １　策定背景

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３第１項では、「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第１項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」としています。

本市は、令和５年（2023 年）３月に、第３期静岡市教育振興基本計画を策定し、「たくましく　しなやかな　子どもたちの育成」の基本理念の下、「こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校を中心として、子どもたちを取り巻く家庭、地域社会、これらを支える行政を含めた教育に関わる取組」を推進しています。

その後、令和５年６月に第４期教育振興基本計画が閣議決定され、そこでは、教育の普遍的使命は変わらないものの、社会や時代が大きく変化する中、目指す社会の姿についても、一人ひとりの幸福感を高めていくことや、予測できない未来に向けて持続可能な社会を創っていくことが重要であるとしています。また、主観的ウェルビーイング（多様な個人それぞれが感じる幸せや生きがい）の向上や多様な教育ニーズへの対応など、新たな概念、方針が示されました。

そこで、本市としても、第３期静岡市教育振興基本計画の取組を推進しつつ、教育基本法第 17 条第１項に基づく、第４期教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、主観的ウェルビーイングの概念や多様な個々の状況に応じた学びの実現などを組み込んだ、全世代・全市民に対する、今の時代にふさわしい教育の基本理念、方針などを定め、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱となる静岡市教育大綱を策定しました。

## ２　位置付け

静岡市教育大綱を、本市の教育行政における根本的な方針に位置付け、そこに紐づく各種政策・個別具体的取組を推進します。

【位置付けのイメージ】

## ３　対象期間

静岡市教育大綱の対象期間は、国の教育振興基本計画の対象期間が５年であることから、令和６年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの５年間とします。

## ４　構　　成

本市の教育行政における最上位概念となる「基本理念」、基本理念を具現化する「基本方針」、基本方針を推進する上で、特に重きを置いて実施していく「重点的な取組」の３層構造としています。

基本理念から一定の具体性をもつ重点的な取組までを定めた教育大綱とすることで、基本理念の実現に向けた実効性を高めます。

そして、基本方針に即した各種政策・個別具体的取組を確実に実施していくことで、基本理念の実現を目指します。

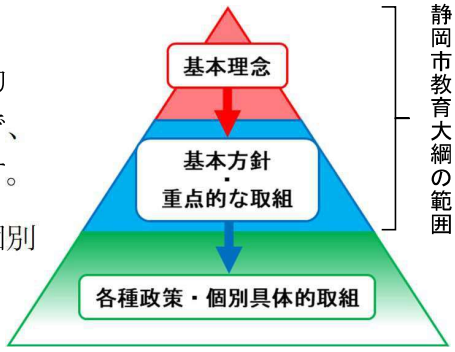


## ５　基本理念

**多種多様な学びと地域の教育力を通じて、**

**一人ひとりが心豊かで幸せを感じられる人生を送ることができるとともに、**

**持続可能な社会を支える人を育てる**

静岡市教育大綱は、乳幼児から高齢者まで、全ての市民が対象です。

学童期や成人期などの人生の段階に合わせた学びの実現と、地域で見守り、支え合い、高め合う仕組みを整えることで、地域や社会にある「大きな力（市民一人ひとりがもつ小さな力の結集）」と「大きな知（学びや経験によって得られた知恵や技術）」がつながり、新たな価値を共に生み出す「共創」を促進し、みんなで子育てや教育を支えていく「安心感がある温かい社会」を築きます。

そのような社会の下、一人ひとりが自らの幸せを感じることができるとともに、学びを通じた成長により、持続可能な社会を支える「人づくり」を行っていきます。

## ６　基本方針・重点的な取組

全市民を対象とした、６つの「基本方針」とそのイメージは、以下のとおりです。

- **基本方針１「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す」**
- **基本方針２「子どもの豊かな心と健やかな体を育む」**
- **基本方針３「確かな学力と幅広い知識の下、豊かな教養と人間性を高める」**
- **基本方針４「新たな時代で活躍する多様な才能・能力を伸ばす」**
- **基本方針５「生涯にわたって学び、成長する好循環を生み出す」**
- **基本方針６「教育・保育を支える人々が安心感や幸福感をもてる環境を整える 」**

【イメージ】

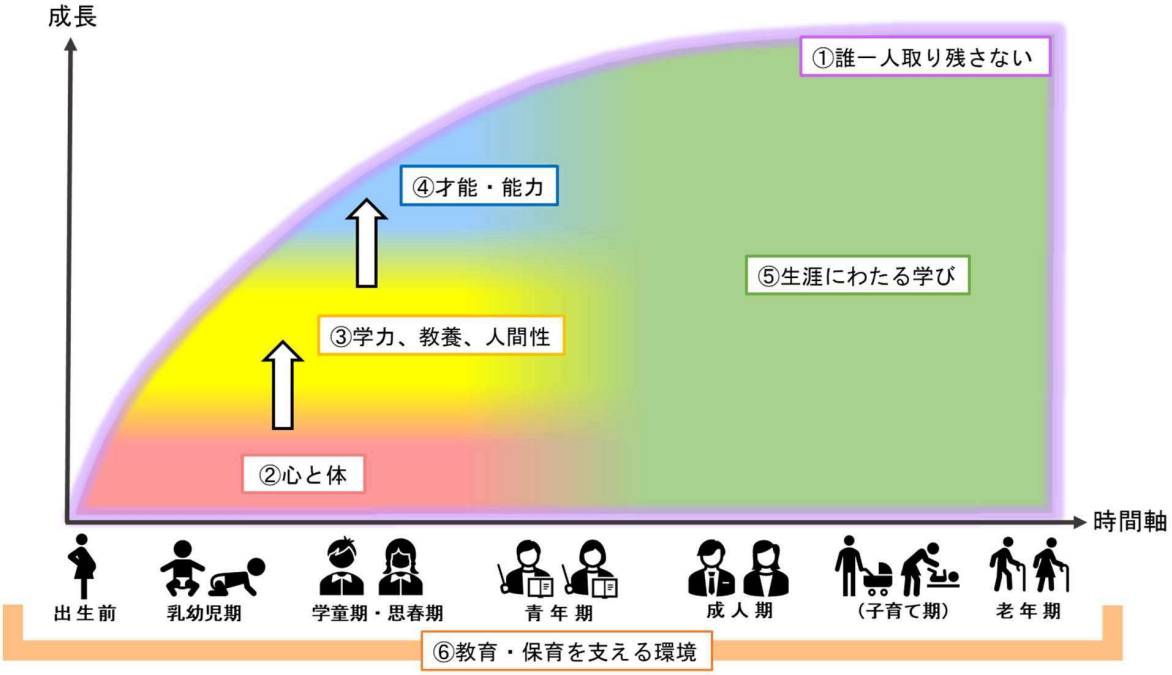


本市の教育大綱は、全世代にわたって、①誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出すことを前提にしています。

そして、幼少期からの健やかな②心や体という土台の上に、③確かな学力や幅広い知識・教養、豊かな人間性を身につけていきます。その上で、それらを伸ばし、更に突出した④才能・能力を開花させていくことにつなげます。

そして、⑤大人になってからの学び直しや学びの継続により、専門的能力・職業実践力をアップデートできる人材を育成していきます。

これらを下支えするものとして、⑥教育や保育を支える人々が安心感や幸福感がもてる環境を整えていきます。

## 基本方針１　誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す

（趣　旨）

一人ひとりの幸福感を高めるためには、全ての市民の学びを保障するとともに、多様な人材の参画により、活力あふれる社会を実現していく必要があります。

その実現に向け、性別や年齢、国籍の違い、障がいの有無など、それぞれの多様性を認め、高め合い、他者の考えや価値観を思いやることのできる教育環境の整備が重要です。

そして、誰一人取り残されることなく、自分の可能性を伸ばすことができるよう、家庭状況や障がいの状態、心身の発達の段階など、一人ひとりの抱える課題に対する合理的配慮や教育的支援に取り組んでいく必要があります。

近年、本市においても、不登校児童生徒数は増加傾向にあります。また、貧困や虐待など、子どもが抱える多様な課題は、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が重なり合い、生じています。よって、従来の考え方にとらわれることなく、個々の状況に応じた、きめ細かな対応が求められます。

多文化共生の視点から、地域の国際化が進む中、本市に居住する外国人の学びを保障するための取組も合わせて実施していきます。

### 重点的な取組

- **発達の気になる子に対する早期支援とライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。**
- **学びを保障するための子どもの貧困や不登校対策、外国人支援などを行う。**

## 基本方針２　子どもの豊かな心と健やかな体を育む

（趣　旨）

「子どもの誕生前から幼児期まで」は、子どもの生涯にわたる幸福感の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期です。

この時期における子どもは、生きるために基本的なことの全てにおいて、保護者や身近な大人と関わり、影響を受けます。そして、子どもは、この時期に保護者との間で安定した愛着が形成されることで、周囲の人や社会への信頼感と安心感をもつとともに、自分自身がかけがえのない個性ある存在と認められることにより、自己肯定感をもって、成長していきます。

このような乳幼児期の家庭の中という内なる世界における人との関わりの中、豊かな「遊びと体験」などを通じて、子どもは、外の世界への挑戦を重ねていくことで、創造性や好奇心、想像力などを養うとともに、運動能力を高めていきます。

安定した「愛着形成」と豊かな「遊びと体験」により、社会の中で生きていくための基本的な能力の形成につなげていきます。

### 重点的な取組

- □ **温かな家庭環境の形成と、幼児教育・保育の質の向上を通じて、子どもの豊かな心の成長を支援する。**
- □ **年齢や発達の程度に応じた、多様な遊びと体験の機会を提供する。**

## 基本方針３　確かな学力と幅広い知識の下、豊かな教養と人間性を高める

（趣　旨）

これまでの「同じペース」「同じ内容」「同じ方法」にとらわれない学びを提供することで、個人それぞれがもつ資質・能力を高めるとともに、クラスや学年の境界を越えて混ざりあい、学び合うなどの他者と協力しながら進める学びを確保することで、多様性を認める寛容な社会の形成にも寄与します。

また、自然・海洋文化・歴史文化・防災・産業など、郷土を舞台にした学びを提供することで、本市や地域への愛着と誇りを育むとともに、その発展に寄与する人材を育成します。

「正解（知識）の暗記」、「正解主義」に偏った教育ではなく、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」につながる教育を実践することは、学校のみならず、地域や社会、自然、文化などとの関わりをもち、身の周りにある課題を自ら考え、主体的に対応する力を育みます。

他者との協働や自ら課題を発見し、自ら答えを導き出す力を育むことを目的とした課題解決型学習などの実践により、深い学習を体験し、自ら思考することを重視する考え方は、義務教育の範囲にとどまらず、のちの高等教育や生涯学習においても、重要になってきます。

自己の主体性を軸にした、学びに向かう一人ひとりの能力や態度を養うことで、生涯を通じて学び続ける人材の育成につなげていきます。

### 重点的な取組

- □ **従来の「みんなで同じことを、同じように」する学習方法にとらわれない、多様性を重視した学びの機会を提供する。**
- □ **「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行う。**

## 基本方針４　新たな時代で活躍する多様な才能・能力を伸ばす

（趣　旨）

これからの学校教育においては、従来の画一的な教育による弊害を取り除き、一人ひとりの多様な才能・能力を埋もれさせず、どのように伸ばしていくかという視点が重要です。

持続可能な社会の実現に向け、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、デジタルやグリーン（脱炭素）など、これからの社会の価値創造において重要な分野（成長分野）で活躍する人材や、グローバルな視点をもって、地域社会の活性化を担う人材を育てるため、それらの活躍する人材の存在を身近に感じ、将来の自分と重ね合わせ、目指すことのできる環境を整えていきます。

そして、自ら社会や地域の課題を見つけ、それら課題の解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探求したりすることができる知識や能力、態度を身につける起業家教育（アントレプレナーシップ教育）※を展開し、近年の急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく人材の育成をしていきます。

※起業家教育（アントレプレナーシップ教育）とは、急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の創出のための教育を指します。起業家を育成するためだけのビジネス教育とは異なる点に注意が必要です。

### 重点的な取組

- □ **大学や企業と連携し、個々の才能・能力を伸ばす高度な学びの機会を提供する。**
- □ **デジタルなどの成長分野で活躍する人材や起業家が生まれる環境を整える。**

## 基本方針５　生涯にわたって学び、成長する好循環を生み出す

（趣　旨）

人生 100 年時代において、入社から定年まで同一企業で働く単線的な人生のモデルから、キャリアの途中での学び直しや転職、起業など、働き方や生き方が多様化する人生へ転換することが予測されています。

こうした社会の構造的な変化に対応するため、社会人の学び直しなど、リカレント教育※をはじめとする生涯学習の必要性が高まっています。

特に、社会の持続的な発展を支える観点から、複雑化・高度化する企業課題や産業ニーズに対応して、自らの知識や技能を高め続けることができる高度専門人材を育成していくリスキリング※的な視点が重要です。

※リカレント教育とは、学校教育を修了した後においても、自らの必要に応じて、再び学校等で受ける教育を指します。職業に必要とされるスキルを身につけるためのリスキリングや、職業とは直接的に結びつかない知識や教養等に関する学び直しを含む概念として用いられます。

主体的に学び、実践を通じて、成長（キャリアアップ）することで自らを高め、新たな学びにつなげていく、そのような好循環を生み出すため、誰もが、学びたいときに、学びたい内容を学ぶことができ、それらを活用することのできる機会を提供していきます。

また、職業に直結した学びのほかにも、「人生を豊かにするための学び」や「他者との学びあい」を身近なものとすることで、一人ひとりの幸福感を高めることにつなげていきます。

### 重点的な取組

- □ **自らの知識や技能をアップデートするリスキリングの視点を含め、地域社会・経済を支える実学重視のリカレント教育を提供する。**
- □ **生涯を通じて学び、実践により成長できる機会を提供する。**

## 基本方針６　教育・保育を支える人々が安心感や幸福感をもてる環境を整える

（趣　旨）

保護者の幸福感を高めることが、子どもの幸福感を高めていく上でも欠かせないことから、保護者が健康で、自己肯定感とゆとりをもち、子どもに向き合えるよう、社会全体で切れ目なく支えていくことが重要です。

身近に相談相手のいない状況にある保護者も増えており、それら保護者が一人で悩みを抱え込まないよう、訪問型など保護者に寄り添う家庭教育支援により、乳幼児期から切れ目ない支援を実施していきます。

また、家庭以外の、教育や保育の現場は、子どもたちが抱える困難の多様化・複雑化により、現場で働く教師や保育教諭の長時間勤務の常態化や人材不足等が課題となっています。

デジタル技術の活用による事務量の削減や、外部人材の活用など、地域の多様な資源を教育や保育の現場に取り入れることで、教師や保育教諭でなければできない業務に注力でき、志気高く、誇りをもって子どもに向き合うことができる体制を整えていきます。

### 重点的な取組

- **経済的な不安や孤立感に悩むことなく幸福感をもって子育てができるよう保護者を支援する。**
- **デジタル技術や外部人材などの活用により、教育・保育の現場を支える人たちの負担を軽減する仕組みを整える。**

【静岡市教育大綱】

静　岡　市

総合政策局企画課